

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

29 January 2026

「2026年リーガルトレンド 最前線」公開（英語）

「2026 Legal Trends to Watch」を
公開しました。

2026年、企業が直面する主要な法務リスクと機会について、貿易、AI・サイバーセキュリティ、税務、金融、M&A及び雇用といった企業の経営判断に大きく影響する6つの領域を取り上げてご紹介します。

詳細は[こちら](#)。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 114

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 114 となる本号では、グローバル・ミニマム課税に係る国際合意を踏まえた措置、アラブ首長国連邦の商業会社法の改正等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

OECD : OECD が 2024 年の相互協議手続に関する統計を公表

2. 日本

日本 : グローバル・ミニマム課税に係る国際合意を踏まえた措置

3. 米州

米国 : Section 892 の最終規則の公表

米国 : Perrigo 事件、地裁はグループ内取引における経済的実質を支持し、納税者が勝訴

4. 欧州

ルクセンブルク : 有限責任会社の設立時要件を緩和する商業会社法の改正案

5. 中東

アラブ首長国連邦 : 商業会社法の改正

6. アフリカ

南アフリカ : 競争委員会が少数株主保護に関するガイドライン案を公表

「データセンター最前線：最新動向と重要ポイント」発行（英語）

データセンターは、AI、クラウドコンピューティング、ビジネスを支えるITインフラとして台頭し、現在では政府のデジタル戦略や民間企業のイノベーションに不可欠な存在となっています。AI技術の発展とともに、世界中でデータセンター開発に対する急速な変革が生じており、データセンター施設の設計、立地選定、投資戦略の各側面において、大きな影響を与えています。

データセンターの分野は大きな「機会」を生み出していますが、一方でデータセンターを取り巻く環境は複雑かつダイナミックであり、幅広い法的課題を含み、戦略的取引、規制遵守、革新的ソリューションといった項目に総合的に取り組んでいかねばなりません。もちろん、サステナビリティも重要なテーマとなります。

本レポートでは、デベロッパー、投資家、オペレーターの各関係者のために、現在のデータセンターの資金調達・投資環境、開発、計画、運営、税務等の状況を概観し、主要な問題について触れております。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



1. グローバル

OECD

OECD が 2024 年の相互協議手続に関する統計を公表

はじめに

2025 年 10 月 31 日、OECD は、2024 年の相互協議手続（以下、「MAP」）に関する統計を公表した¹。本稿ではかかる統計について概説する。

MAP 統計の目的と背景

MAP とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続である²。即ち、条約解釈の不一致や移転価格課税による二重課税等の国際税務紛争を、租税条約に基づき、二国間の税務当局同士が協議して解決する手続である。MAP は、納税者が国内救済とは別に利用できる国際的な救済制度として、重要な役割を果たしている。

BEPS 行動計画 14 では、各国がこの MAP を迅速、効果的かつ効率的に実行するための最低基準が定められ、透明性確保のために毎年統計を提出する義務が課されている。そのような義務に基づき提出された各国の統計に基づき、OECD は MAP に関する包括的な統計を公表している。

今年の MAP 統計は、141 か国の法域をカバーしており、ほとんど全ての MAP ケースを含んでいる。141 か国のうち、バイラテラル APA を認めている国は 81 か国であり、2023 年の 73 か国から増加している。

案件の結果

上記の通り、2024 年に完了した案件は 2,526 件であるが、その最終的な結果は以下である。

合意に至らず（不合意の合意も含む）：4.1%

租税条約に合致しない租税が課されていない旨の合意：2.3%

MAP の利用が認められず：4.1%

納税者の主張が認められず：4.4%

納税者により取下げ：5.9%

国内の救済手段により解決：4.9%

ユニラテラルな（二国間ではなく一国に於いての）救済により解決：7.6%

二重課税の部分的取消又は租税条約に合致しない課税の部分的取消：2.3%

二重課税の完全な取消又は租税条約に合致しない課税の完全な取消：63.4%

その他：0.9%

上記のように、二重課税の完全な取消又は課税の完全な取消は 63.4% となっている。ただし、これは全ての相互協議の結果であり、その中でも交渉において比較的妥協しやすいと言われる移転価格事案に限れば、もう少し高い数

¹ [2024 Mutual Agreement Procedure Statistics | OECD](#)

² [相互協議 | 国税庁](#)

「アジア太平洋地域雇用法トレンド」最新レポート発行（英語）

世界的な不確実性が続く中、アジア太平洋地域の企業は複雑な課題に直面しています。労働規制や従業員の期待値の変化に対応するため、企業は迅速かつ戦略的な判断が求められています。

こうした状況では、雇用法の最新動向を把握することが不可欠です。本レポートでは、企業が直面するリスクや機会について、タイムリーな法的インサイトと実践的なガイダンスを提供します。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所人事労務グループまでご相談ください。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



字となることが想定される。次に、移転価格事案のみの結果は以下の通りとなる。

合意に至らず（不合意の合意も含む）：2.84%

租税条約に合致しない租税が課されていない旨の合意：0.46%

MAP の利用が認められず：1.37%

納税者の主張が認められず：0.6%

納税者により取下げ：6.09%

国内の救済手段により解決：3.02%

ユニラテラルな（二国間ではなく一国に於いての）救済により解決：4.72%

二重課税の部分的取消又は租税条約に合致しない課税の部分的取消：4.81%

二重課税の完全な取消又は租税条約に合致しない課税の完全な取消：75.72%

その他：0.37%

案件の繰越件数

MAP 統計では、案件を「2016年1月1日（又は包括的枠組加入年の1月1日）より前に受理した案件」（以下、「旧案件」）と「2016年1月1日（又は包括的枠組加入年の1月1日）以降に受理した案件」（以下、「新規案件」）に分けている。

旧案件は、各国が独自のルールで報告していた時期のものである。そのため、両当事国がそれぞれ案件を報告することによる案件の二重計上が生じ得る。

一方、新案件は、統一的な方法に基づき報告されているため、案件の二重計上は生じず、実態に即したものとなっている。

旧案件及び新案件別の2024年の繰越件数は以下の通り。

	2024年年始	2024年開始	2024年完了	2024年繰越
旧案件	540	0	141	399
新案件	5400	2731	2385	5747

以上の通り、新案件の増加により処理が追いついていない状況である。その背景には、国際取引の増加及び複雑化並びにそれに伴う各国の税務調査の強化の結果、納税者が公平かつ信頼性の高い紛争解決メカニズム（MAP）を優先して活用していることが考えられる。また、データ分析やAIツールを活用して高リスク領域を特定する税務当局の積極的な税務調査活動も背景にあると考えられる。

更に、案件を移転価格事案とその他の案件に分けると、以下の通りの結果となる。

「グローバル秘匿特権ガイド」
第5版発行（英語）

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、イスラ、ウクライナ及びペネズエラが追加され世界主要38法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーアクセス対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AIツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイドへのアクセスは[こちら](#)。



＜移転価格事案＞

	2024年年始	2024年開始	2024年完了	2024年繰越
旧案件	209	0	52	157
新案件	2782	1265	1067	2980

＜その他案件＞

	2024年年始	2024年開始	2024年完了	2024年繰越
旧案件	331	0	89	242
新案件	2618	1466	1318	2767

上記のように、移転価格及びその他案件のどちらも繰り越し件数が増加していることが分かる。AIを駆使して高リスク領域を特定した税務調査の傾向は今後ますます加速していることが予想されるため、この繰り越し件数の増加は今後も続くと予想される。

2024年の平均処理期間

2024年のMAPの平均処理期間は次のとおりである。

移転価格事案：31か月

その他の事案：24.5か月

OECDは処理期間の目標として、24か月を設定している。移転価格事案の平均処理期間は前年の32か月から1か月ほど短縮した一方、その他の事案の平均処理期間は23.4から1.2か月ほど伸長している。

移転価格事案については、その他の事案よりも平均で半年程度処理期間が長くなっている。一般的に、将来の取引を交渉するバイラテラルAPAより、既に課税を受けた事案を優先して相互協議の場で交渉することが多いと言われている。また、移転価格事案については、事案がより複雑であり、協議対象が複数年度に亘ることが多く、金額も大きいため、他の事案よりも長期化している可能性があると推察される。

2024年の全ての案件のうち、案件が開始されてから24か月以内のもの、即ち目標の処理期間内にあるものの割合は、56.4%であった。

2024年に完了した案件の平均処理期間を、ユニラテラルな段階で終了した事案（上記「納税者の主張が認められず」、「MAPの利用が認められず」及び「ユニラテラルな（二国間ではなく一国に於いての）救済により解決」）と、それ以外の事案で分けると以下となる（旧案件を除く）。

	ユニラテラルな段階で終了した事案	それ以外の事案
全事案	13.2か月	25.62か月
移転価格事案	10.76か月	29.22か月
移転価格以外の事案	13.73か月	22.05か月

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新

第5版となる本ガイドは、上場企業のクロスボーダー買収取引の経験豊富な40以上の法域における専門家の知見を集結しています。上場企業のクロスボーダー買収取引に関して生じる複雑な論点を簡素化し、取引の価値を最大化するために有用となります。

本ガイドは、オンラインにて、法域やトピックごとにデータをフィルタリングや比較することが可能で、特定の法域を詳細に調べることもできる便利なツールとなります。

詳しくはこちらをご覧ください。



上記のように、OECDが掲げる目標処理期間の24か月以内に全ての事案が完了しているわけではないが、OECDがこうしたMAP統計を公表し、またピア・レビューにより手続きの遅延が発生している国に対して改善を促す圧力となっていることから、今後MAP完了までの期間が短縮していくか注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

2. 日本

日本

グローバル・ミニマム課税に係る国際合意を踏まえた措置

概要

2026年1月5日に世界147か国・地域が15%の法人税を適用すること等を規定した国際最低課税に関し、米国企業を例外とする見直し案を受け入れたこと（いわゆるside by side arrangement）に伴い、2026年1月23日、令和8年度税制改正におけるグローバル・ミニマム課税に係る国際合意を踏まえた措置を公表した。

主なポイント

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税について、次の見直しを行っている。

各対象会計年度の国際最低課税額（IIRに相当）に対する法人税

- (1) 特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が次に掲げる要件等を満たしていると認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係るグループ国際最低課税額及びその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額を零とする適用免除基準が設けられる。令和8年1月1日以後に開始する対象会計年度から適用される予定である。
 - ・ その国又は地域の租税に関する法令（令和11年1月1日前に制定されたものに限る。以下同じ）において、20%以上の税率により会社等の所得に対する租税を課すこととされていること
 - ・ その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課すこととされていること、又はその会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して15%以上の税率により租税を課すこととされていること
 - ・ その国又は地域の租税に関する法令において、他の会社等に持分を直接又は間接に有される会社等（以下、「子会社等」）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない場合その他の場合において、その子会社等の所得の金額を当該他の会社等の収益の額とみなして益金の額に算入する規定であって、原則としてその子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること
- (2) 現在令和8年12月31日である一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準の適用期限が令和9年12月31日まで1年延長される。また、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行

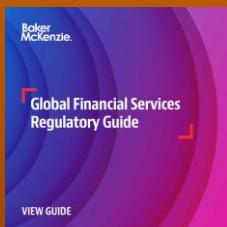
本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセット等の急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策

(AML) や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編等を背景に、大きな変革期が続いている。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参考資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



に係る一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準についても同様の見直しが行われる。

- (3) 投資を促進するための税額控除制度又は所得控除制度として一定のものについて、一定の金額（原則として、一定の従業員の給与等の額の合計額に5.5%を乗じて計算した金額と一定の有形資産に係る減価償却費の合計額に5.5%を乗じて計算した金額とのいずれか多い金額を按分した金額を上限）を調整後対象租税額に加算することができる特例が設けられる。令和8年1月1日以後に開始する対象会計年度から適用される予定である。

各対象会計年度の国際最低課税残余額（UTPRに相当）に対する法人税

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が、その国又は地域の租税に関する法令（令和8年1月1日において施行されていたものに限る）において20%以上の税率により会社等の所得に対する租税を課すこととされていること、その他の要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額には、その最終親会社等の所在地国に係る部分の金額を含まないものとする適用免除基準が設けられる。

米国におけるGILTIのアプローチが、Pillar 2との整合性を充足するかという点には疑義があった（つまり、米国系多国籍企業が、米国がIIRを導入していないことから、子会社所在国・地域においてUTPRを課せられる懸念があった）ところ、2025年6月のいわゆるside by side arrangementに従って米国系企業については、UTPRの適用対象外とすることが意図されている。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

Section 892 の最終規則の公表³

2025年12月12日、米国財務省及び内国歳入庁（IRS）は、2011年及び2022年の規則案（Proposed Regulations）も踏まえたSection 892に係る最終規則（以下、「最終規則」）を公布した。

最終規則は、(i)米国外の政府機関、ソブリンウェルスファンド、中央銀行、外国年金基金といった投資家（以下、「Section 892投資家」）が米国内の商業活動（Commercial Activity）に従事しているかの判断枠組み、及び(ii)どのような場合に事業体がControlled Commercial Entitiesとして扱われるのかを明確にしている。

本最終規則は、2011年及び2022年に公布された規則案を確定させるものであり、Section 892投資家のプライベート・エクイティ、プライベート・クレジット、インフラ、不動産投資のストラクチャリングに影響を与える重要な修正を盛り込んでいる。これらの規則案は、(i)どのような場合に債務の取得が商業活動のレベルに達するのか、及び(ii)どのような場合に投資家が事業体に対して実効的な支配権を有するといえるのか、という判断に関するガイドンスを提供している。

³ 本ニュースレターは、ベーカーマッケンジー米国事務所のニュースレターの抄訳である。詳細については、適宜原文を参照されたい。

「グローバルグループ再編ガイド」発行

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になってしまいません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



Section 892 とは

Section 892 は、Section 892 投資家が取得した米国源泉所得に対する課税方法を規定する。主権免除の原則に基づき、Section 892 投資家は、米国源泉の受動的所得（米国銀行預金からの利息、米国証券からの所得、金融政策目的で保有する金融商品からの収益等）について、一般的に米国における課税が免除される。Section 892 の適用対象は、米国以外の政府そのものに限られず、米国以外の政府の「不可欠な部分」又は「支配下にある事業体」に該当する事業体も含まれる。

一方、Section 892 投資家が取得したものであるとしても「商業活動」による所得は、課税対象とされる。関連する規則では、米国で課税を受けない受動的投資と米国で課税対象とされる商業活動との間に明確な境界線が引かれている。

Section 892 投資家の取得する「商業活動」による所得が免税対象とならないのは、Section 892 投資家に米国民間企業に対する不公平な優位性を与えないためとされている。

最終規則の主要なポイント

- **商業活動の定義の拡大** 「商業活動」の概念は「米国における事業活動」（US trade or business）の概念よりも広いものであるとされている。最終規則ではより明確に、Section 162 の目的上事業を構成する活動、又は Section 864 条(b)の目的上、米国における事業を構成する活動は、別段の定めがある場合を除き、Section 892 の目的上、商業活動に該当することを規定している。
- **標準的な市場取引に係るセーフハーバー拡大** セーフハーバーは、標準的な市場デリバティブを明確にカバーし、一般的な取引にかかる不安定性は排除されている。ただし、非定型取引又は資産連動型商品（デリバティブが原資産の受益権を付与する場合等）は対象外とされる。
- **投資家への CAI (Commercial Activity Income) 帰属リスクパートナーシップによる帰属** (Partnership attribution) は、変わらず Section 892 投資家にとってキーとなるリスクである。単に収入を「手数料」又は「受動的」と契約書上の記載で書き換えるだけでは、パートナーシップの行う CAI の Section 892 投資家への帰属を阻止できない。
- **2011 年規則案における LP 除外は概念的に維持されるが厳格化** 2011 年規則案における「リミテッド・パートナー除外」（LP 除外）は概念的に維持され、「適格パートナーシップ持分除外」（QPI 除外）として正式化された。ただし、QPI 除外は、セクション 892 投資家がパートナーシップの持分（議決権又は価値ベース）の 50%以上を保有するか、実質的な支配権を有する「支配下」投資には適用されない。
- **米国不動産保有会社 (USRPHC) の適用範囲の縮減** USRPHC の CCE ルールは国内法人についてのみ適用されるように変更された。これはクロスボーダーの不動産投資にとって有利な変更である。
- **過失による商業活動除外の正式化** 有用ではあるが、この除外要件の適用には文書化、監視、適時な是正措置を含む厳格なコンプライアンス対応が求められる。

規則案の最終化、及び最終規則は連邦官報（Federal Register）掲載時に発効し、納税者の選択により、更正の年限が過ぎていない過年度について遡及適用が可能となる。

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



QPI除外規定について

納税者の意見を踏まえ、最終規則は、商業活動の投資家への帰属に関する一般原則に対応するQPI除外規定を導入することにより、除外対象となるパートナーシップ持分の範囲を大幅に拡大・明確化した。QPI除外は、パートナーシップの管理又は運営に参加していないことに焦点を当てた2011年規則案のLP除外と概念的に類似している。

第一に、最終規則は、除外対象となるパートナーシップ持分には、米国連邦所得税法上パートナーシップとして扱われる国内事業体(LLC持分を含む)への持分も含まれることを明確化している。第二に、最終規則は、パートナーシップ持分が管理又は運営に参加しているか否かを判断するための一連の詳細な基準を規定している。具体的には、パートナーシップ持分がQPI除外の対象となるためには、当該持分の保有者は以下のいずれにも該当してはならない。

1. パートナーシップに対する請求について個人責任を負うこと
2. パートナーシップを拘束する権利又はパートナーシップに代わって行動する権利を有すること
3. パートナーシップを支配すること（すなわち、直接又は間接的にパートナーシップの議決権又は価値の50%以上を所有すること、又はパートナーシップを実質的に支配すること）
4. パートナーシップの課税年度中のいずれかの時点において、パートナーシップ事業の日常的な管理又は運営に参加する権利を有していること

最終規則では、「パートナーシップ事業の管理及び運営に参加する権利」(rights to participate in the management and conduct of a partnership's business)とは、例えば通常の業務における人事・報酬決定への参加権、パートナーシップの事業戦略策定や特定投資の取得・処分に関する積極的に関与する権利等、パートナーシップ事業の日常的な管理・運営に参加する権利を意味すると規定されている。一方、「パートナーの資本投資の監視又は保護に参加する権利」("rights to participate in the monitoring or protection of a partner's capital investment")は、管理又は運営に参加していることとはみなされない。

最終規則は、LP除外で明示的に認められている監督・監視権と比較して、許容される監督・監視権のリストをやや広範かつ商業的に進化した形で採用しており、以下のような主要な戦略的決定に関する監督・監視権を含んでいる。

- パートナーの加入又は除名
- 主要な人員の採用・解雇
- パートナーシップ契約の修正
- パートナーシップの解散・合併・転換
- 事前に定められた投資パラメータからの想定外の逸脱
- パートナーシップ契約の期間延長
- パートナーシップ活動の通常業務範囲外におけるパートナーシップ財産の全部又は実質全部の処分

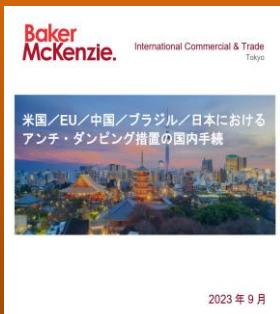
QPI除外規定における最も重要な変更点は、Section 892投資家がパートナーシップを「支配」する場合に適用されないことである。この場合の「支配」とは、パートナーシップの50%以上の所有権（議決権又は価値ベース）又は「実質的支配」を意味する。2011年LP除外規定では、過半数の所有権

「アンチ・ダンピング措置の 国内手続」ガイド

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



を保有する Section 892 投資家への適用を妨げる規定は存在しなかったが、今後はクラブ・ディール、共同投資、又は投資一任口座等への投資を行う Section 892 投資家は、過半数の所有権を保有することとなる投資に対する QPI 除外規定の不適用が及ぼす影響を慎重に検討する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

米国

Perrigo 事件、地裁はグループ内取引における経済的実質を支持し、納税者が勝訴

概要

2025年9月25日、ミシガン州西部地区連邦地方裁判所は、*Perrigo Co. v. United States* (No. 1:17-CV-00737)において、移転価格紛争に重要な示唆を与える判決を下した。本件は、近年 IRS (米内国歳入庁) が推進してきた、移転価格税制 (第482条) を補完又は代替するものとして「経済的実質の法理 (economic substance doctrine)」やコモンロー上の濫用防止法理を関連者間取引にまで広く拡張しようとする、新たな訴訟戦略の是非を問う試金石であった。

地方裁判所は、IRS の主張を全面的に退ける判断を示した。具体的には、(1) 第三者との供給・販売契約をイスラエル関連会社へ譲渡した行為を「虚構 (sham)」とする IRS の主張を否定し、(2) 事後的 (ex post) な販売実績に基づくディスカウント・キャッシュ・フロー (DCF) 分析を用いて、イスラエル関連会社の収益のほぼ全額を米国親会社へ再配分しようとした第482条に基づく IRS の更正処分について、「恣意的かつ不合理 (arbitrary, capricious, and unreasonable)」であると断じた。

主なポイント

Perrigo の先例的価値は、その裁判所の管轄及び事実関係に限定されるものの、当該法理が容易に適用できない事案において、経済的実質の法理やその他の濫用防止に関するコモンロー上の法理の限界を試し、又はその射程を拡張しようとする IRS の試みに対する強力な反論であり、抑止となることが期待される。

- 正当な事業慣行の是認: 第三者との契約をオフショア子会社に譲渡し、当該子会社が契約上の実質的な利益・負担を受け、かつ譲渡対価が独立企業間価格に基づいている場合、それは合理的かつ許容される事業慣行であることが再確認された。
- 同時文書による立証の重要性: 取引の事業目的や実態を裏付ける、適時に作成された信頼性の高い移転価格文書は、税務当局の主張を覆す上で極めて有力な証拠となり得る。
- 事後実績値による修正の制限: IRS は、納税者が事前の (ex ante) に予見し得なかった事後の売上実績を、不当な価格設定の反証不能な証拠として用いることはできない。
- 「所得相応性基準」の解釈: 第482条に規定される「所得相応性基準」は独立企業間原則に優越するものではなく、実績値のみに基づいた価格決定を強要し、同原則を形骸化させることは許されない。

IRS は本件を第6巡回区控訴裁判所へ控訴する可能性が高いが、それまでには、同様の状況にある納税者にとって、調査段階、不服審理 (Appeals) その他の場面で有用な論拠となり得る。

事件の概要

2009年当時、Perrigo社（以下、「同社」）は米国、イスラエル、欧州等に拠点を有する多国籍製薬企業であり、米国内では主に小売業者のプライベートブランド向け一般用医薬品（OTC）の供給に注力していた。同社の主要な成長戦略の一つは、特許満了が近づくブランド処方薬を特定し、OTC市場への転換を図ることにあった。

1990年代、同社はオメプラゾールをOTC移行の有力候補として特定したが、自社開発の停滞を受け、2005年にイスラエルのDexcel Pharma社と供給・販売契約を締結した。同契約に基づき、同社は米国での販売権を取得し、純売上高に応じた手数料と残余利益の50%を受領することとなった。

2006年、国際的成長戦略の一環として、同社は当該契約をイスラエル関連会社（PITLP/LLC）へ877,832米ドルで譲渡した。当時、当該子会社には操業従業員や資産は存在していなかった。その後、PITLP/LLCは米国法人に対し国内販売を委託する体制を構築した。

IRSは税務調査の結果、当該譲渡には経済的実質及び事業目的が欠如しており、複数のコモンロー上の法理に基づき「無視されるべき取引」であると主張。オメプラゾール販売に係る所得を米国側へ全額配分し直すべきだとして、第482条に基づき、利息等を含む合計約1億4,300万ドルの更正処分を行った。

法的分析

地方裁判所は、まず「経済的実質の法理」をはじめとする司法上の反濫用法理を検討した。IRSはこれらの法理を、租税回避意図のみに基づいた取引を排除するための「有用なメカニズム」と位置付けたが、同裁判所はこれを「関連はあるが、最終的には成り立たない」と退けた。

裁判所は、取引に何らかの実体的な経済的実質と目的が存在し、納税者がそのストラクチャーを遵守している限り、租税最小化の動機が存在していたとしても、事業形態を有利に構築することは許容されると判示した。本件においても、租税回避以外の合理的理由（国際的な事業基盤の多様化・拡大等）が認められる以上、取引が経済的損失を創出する以外の実際的な経済効果を有していたことは否定できないとした。

また、PITLP/LLCに実体がないとするIRSの主張に対しても、多国籍企業において知的財産保有会社や金融子会社を活用することは一般的な事業慣行であり、契約義務を関連者に再委託することも許容されるとの見解を示した。

第482条の適用に関しても、裁判所はIRSの手法を厳しく批判した。IRSは事後の売上実績を用いて譲渡価額を人為的に引き上げたが、裁判所は「無形資産の譲渡であっても、あらゆる場面で実績値を用いて独立企業間価格を算定できるわけではない」と指摘。信頼できる事前の予測情報が存在する本件において、実績値を期待値の代替として用いることは、納税者に反論の余地を与えない不当な後出し（後知恵）の評価であると結論付けた。

更に、同裁判所は同社が善意で行動し、専門家のアドバイスに依拠していたことを認め、加算税等の適用も否定した。

結論

Perrigo 事件判決は、移転価格紛争において「経済的実質の法理」を安易に援用しようとする IRS（米内国歳入庁）の姿勢に、強力な歯止めをかけた。

本判決は、グループ企業間でのリスク・負担・利益の移転を伴う実在の取引について、たとえ税務上の考慮が意思決定に大きな影響を与えていたとしても、その一点をもって直ちに経済的実質が否定されるものではないことを明示した。また、証言及び同時並行で作成された移転価格文書に裏打ちされた合理的な事業目的の提示が、「取引構造は単なる書面上の虚構（sham）である」という IRS の主張を退ける上で極めて有効であることを再確認した。

更に本件は、IRS が「所得相応性基準」を拡張的に解釈し、事後のデータに基づいて内国歳入法第 482 条による過大な更正処分を行う動きに対しても、重要な制約を課すものといえる。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

ルクセンブルク

有限責任会社の設立時要件を緩和する商業会社法の改正案

2025 年 12 月 16 日、法案 8669 号がルクセンブルク議会に提出された。同法案は、有限責任会社（SARL）設立時の柔軟性を高めることにより、商業会社法を現代化することを目的とする。

具体的には、SARL の法定最低資本金 12,000 ユーロについて、設立時点での全額引受義務は維持しつつ、払込については設立後最大 12 か月まで延期可能とする。この改正により、SARL の設立プロセスが簡素化・迅速化され、投資のストラクチャリングや新規事業の立上げにおける柔軟性が向上することが期待される。

現行制度では、SARL は最低資本金 12,000 ユーロについて、設立時点で全額を引受け、かつ払込をする必要がある。この要件のため、設立前に銀行口座を開設する必要があり、AML/CFT や KYC 審査のために時間を要することが多い。政府は、こうした要件が現代のビジネスニーズに適合しておらず、特に投資のストラクチャリング、ファンド関連取引、新規事業の立上げ等、短期間で会社設立が求められる場面で競争力を損なっていると指摘する。そこで改正案では、フランス、ドイツ、ベルギー、オランダ等の周辺国のアプローチと整合性を持たせる形で、SARL 制度の柔軟性を向上させることを目指している。

改正案の要点

1. 最低資本金の払込の延期

SARL の最低資本金 12,000 ユーロの全部又は一部について、設立後最大 12 か月以内に払込が可能とする。具体的な時期（12 か月よりも短い期間を定めることも可能）と払込方法は定款（又は設立証書）に定める必要がある。この払込期日の柔軟性は現金による出資のみに適用される。

2. 資本金の全額引受義務の維持

設立時点での資本金全額の引受義務は従来どおり維持される。また、最低資本制度自体は廃止されない。

3. 重要な制限

改正案では債権者及び第三者の保護のため、以下の措置を導入する。

- ・ 資本金のうち、最低資本金（12,000 ユーロ）を超える部分については設立時に全額払込をしなければならない。
- ・ 現物出資は従来どおり設立時に全額払込をしなければならない。
- ・ 設立後の増資時に発行される株式については発行時点で全額払込をしなければならない。
- ・ 設立時の株式プレミアムの支払いも延期を可能とするが、同じく 12か月の期間内に限る。

4. 銀行口座開設への影響

資本の払込前に SARL の設立を可能とすることにより、設立手続と銀行口座開設を切り離すことが可能となり、会社設立後に KYC 等の銀行口座の開設手続を進められるようになる。

5. 責任及び透明性の確保

払込にかかる柔軟性の導入とあわせて、以下の責任及び透明性に関する規定が強化される。

- ・ 創業者の責任、特に未払込の資本に関する責任は、公開株式会社（SA）に適用される規定に準ずる。
- ・ 未払込の資本にかかる株式については議決権を停止できる。
- ・ 出資について全額の払込を行っていない株主の氏名と未払額は、第三者への透明性確保の観点から、年次決算書とともに公開される。
- ・ 株式譲渡後の責任規定も株式会社の原則に合わせて明確化される。

6. 簡易 SARL (SARL-S) への適用

簡易 SARL についても、特有の法的枠組みの範囲で、資本金の払込期限の緩和が適用される。

[最初のページに戻る](#)

5. 中東

アラブ首長国連邦

商業会社法の改正

2025 年 10 月 1 日、アラブ首長国連邦（以下、「UAE」）は連邦法令第 20 号／2025 を導入し、商業会社法（連邦法令第 32 号／2021）の一部条項を改正した（以下、「改正法」）。改正法は、UAE における事業活動を容易にし、UAE 市場への投資誘致を強化することを目的としている。改正法は 2025 年 10 月 15 日に発効した。

改正法により、異なる種類株式の発行等、商業会社法に国際基準に合わせた複数の変更が導入された。具体的には、コモンロー法域で一般的なドラッグアロング及びタグアロングの権利、フリーゾーン（金融フリーゾーンを含む）と本土間の会社の移転（リドミシリエーション）、非営利企業の設立、私募、会社の組織変更にかかる規定等が含まれる。

改正法の主要な内容

1. 商業会社法の適用対象となる会社

改正法は、商業会社法を適用範囲を拡大し、以下の3類型が明示的に含まれることとなった。

- UAEで設立された商業会社
- UAE活動する又はUAEに本店、支店若しくは代表事務所を設立する外国会社
- 本土で活動するフリーゾーン会社の支店又は代表事務所

特に、フリーゾーンの規制によりUAE本土での活動が認められているフリーゾーン会社は、本土に支店又は代表事務所を設立し、商業会社法の適用を受けることが明確に求められることとなった。

2. 会社の定義

改正法において、会社の定義自体は維持されたが、例外として、利益を株主や組合員に分配せず、その目的達成のために再投資する「非営利会社」の設立が認められた。非営利会社に関する規則や除外規定は今後、内閣決議により定められる。

3. 会社の国籍

改正法では、UAE（フリーゾーン及び金融フリーゾーンを含む）で設立された会社がUAE国籍を有すると明確化された。

4. 定款の作成

改正法により、有限責任会社及び非公開株式会社の定款に以下の条項を定めることができるようになった。

- ドラッグアロング権又はタグアロング権
- 死亡した株主の株式の取扱に関する定め。この定めには、相続人との間で合意した価格での買取優先権や、価格に争いがある場合の裁判所の株式価値決定権を含む。

5. 出資の種類と評価

改正法では、会社の株式資本が現金又は現物出資で構成され得る仕組みを維持しているが、現物出資の評価基準及び評価者の認定（非公開株式会社を除く）は経済省が関係当局（すなわち関連する経済開発局）と連携して定めると規定された。

6. 証券の募集

株式の公募ができるのは原則として公開株式会社のみとする制限は改正法で維持されたが、以下の条項が追加された。

- 非公開株式会社は、UAE証券商品庁の定める条件により、UAEの金融市場において証券の私募を実施できる。
- 私募とは、事前に特定された属性又は人（自然人又は法人）を対象とした証券購入の勧誘と定義される。

7. 有限責任会社の株式資本

改正法により、有限責任会社は、価値、議決権、償還権及び優先分配兼について異なる定めの種類株式を発行できることとなった。これらの種類株式の発行は、定款において種類株式を発行することが定められ、かつ商業登録簿に各種類株式及びその権利内容が登録されていることが必要である。

8. 公開株式会社の株式に関する権利

公開株式会社に関する異なる種類株式を発行できることが明示的に定められた。内閣は、証券商品庁の勧告に基づき、種類株式の発行条件、権利、義務、手続等に関する規則を制定することができる。

9. 株式の譲渡制限

公開株式会社の株式の譲渡禁止期間の制限が廃止された。従前は、6か月から2年の範囲で経済省が譲渡禁止期間を定めることができた。

また、私募で証券を発行し UAE 金融市場に上場する公開株式会社は、譲渡禁止期間の適用を受けない。

10. 組織変更

改正法は、会社を他の形態の会社に変更する手続きを整備し、特に株式会社への組織変更に関する詳細規定が定められた。

また、会社は、商業会社法の規定に従い、法人格を維持したまま他の法的形態に転換することも可能となり、特に「協同組合」への転換も明記されていることが注目される。

11. 商業登録の移転

改正法により、会社は法人格を維持したまま、商業登録の移転が可能となった。但し、移転は移転元と移転先の当局が当該移転を許容する場合にのみ可能となる。移転のためには、会社は両当局の承認を得るとともに、会社の移転決議を当局の要請に従って公表しなければならない。会社はフリーゾーンから本土へ、また本土からフリーゾーンへ商業登録を移転することが可能である。内閣は金融フリーゾーン当局等と連携して、フリーゾーン及び本土間の商業登録の手続きを定める決定を行う。

[最初のページに戻る](#)

6. アフリカ

南アフリカ

競争委員会が少数株主保護に関するガイドライン案を公表

2025年12月4日、南アフリカ競争委員会は少数株主保護に関するガイドライン案（以下、「本ガイドライン案」）を公表した。競争委員会は、企業取引における隠れた支配権の形態に注視している。本ガイドライン案は、少数株主の権利によって会社の戦略的意見決定への影響が可能となる場合には、たとえ少数の持株であっても「支配権」の取得に該当し、企業結合審査が必要になり得ることを明確にしている。少数株主の支配権が注視される中、株主の権利に関する慎重な検討と、競争委員会との適切なコミュニケーションが、取引の確実性を担保し、遅延を回避するために不可欠となる。

南アフリカでは、ある会社が他の企業の全部又は一部に対する支配権を取得し、かつ一定の金額基準を満たす場合、義務的な企業結合審査の対象となる。特に、少数株主に付与される権利が重要な意思決定に対する拒否権を含

む場合、これが支配権となり得る。こうした少数株主保護が競争法上の支配権に該当するかどうかの判断は複雑であるが、本ガイドライン案は、どのような少数株主保護の規定が支配権を構成するか又は構成しないかについて、競争法委員会の考え方を明確にするものである。

支配権を構成し得る少数株主保護の種類

本ガイドラインでは、一般的な少数株主の投資保護を目的としており、支配権を構成しない権利（例：資産譲渡の承認、配当方針の変更、監査人の任命等）と、株式保有比率に関わらず支配権を構成する権利とを区別している。

支配権を構成し得る少数株主権利の例として、以下が挙げられる。

- ・ 会社の戦略、事業計画又は予算の承認権又は拒否権
- ・ 主要経営陣の選任・解任又はその雇用条件の変更にかかる承認権又は拒否権
- ・ 通常業務を超える新規事業活動の承認権又は拒否権
- ・ 年間予算からの大幅な逸脱（例：50%以上）の承認権又は拒否権

上記はあくまで例示であり、網羅的なものではない。競争委員会は、少数株主保護が会社の戦略への影響力や重要意思決定者の選任権を与えるかどうかを中心に、競争法第12(2)(g)条に定める支配権の有無を個別案件ごとに判断するとしている。判断が難しい場合、拘束力のない助言意見の規則に基づき競争委員会の助言意見を求めることが可能である。

重要なポイント

- ・ 本ガイドライン案により、少数株主保護が支配権とみなされる場合の判断が明確化され、取引の届出要否を判断しやすくなる。
- ・ 会社は、再編や少数株式投資に際して、少数株主の拒否権がいわゆるネガティブコントロールに当たらないかを検討する必要がある。
- ・ 株式や上場に関する通常の株主保護は一般的に除外される。
- ・ 企業は、少数株主に付与する権利を見直すことで、企業結合審査上の支配権付与を回避できる可能性がある。

本ガイドライン案に示された例は網羅的ではないため、各取引は個別に評価が必要である。

[最初のページに戻る](#)